

## 岐阜市スポーツ少年団本部ブロック協議会設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、岐阜市スポーツ少年団本部規程（以下「本部規程」という。）第23条第2項に基づき、ブロック協議会の設置に関する必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ブロック協議会は、本部規程第3条に基づき、ブロックごとに団員・指導者の交流を密にすることを目的とする。

(事業)

第3条 ブロック協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 本部規程第4条に定める事業を円滑に推進するための協力
- 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

(事務局)

第4条 ブロック協議会の事務局は、ブロックごとの協議会会長宅に置く。

(構成)

第5条 ブロック協議会の構成は、別表のとおりとする。

- ブロック協議会の運営は、ブロックに属する単位スポーツ少年団から選出された代表者がこれにあたる。ただし、ブロックによって構成員を増員することができる。

(経費)

第6条 ブロック協議会の経費は、ブロックごとの補助金、寄付金等をもってこれにあてる。

(その他)

第7条 この要項は、岐阜市スポーツ少年団本部常任委員会において、変更することができる。

附 則

(施行日)

- この要項は平成20年5月16日から施行する。  
(岐阜市スポーツ少年団本部ブロック別協議会規程の廃止)
- 岐阜市スポーツ少年団本部ブロック別協議会規程（昭和58年5月19日施行）は、廃止する。

附 則

この要項は平成24年5月25日から施行する。（別表の一部を改正）

別表（第5条関係） ブロック協議会の構成

名 称	所属数	単位スポーツ少年団名
中部ブロック協議会	10	岐阜、明郷、徹明総合、白山、梅林、華陽、本荘、木之本、精華SC（鏡島）
北部ブロック協議会	11	長良、鷺山、常磐、岩野田、長良西、早田、三輪南、三輪北、藍川、長良東、岩野田北
西部ブロック協議会	10	島、則武、木田、黒野、方県、七郷、西郷、合渡、網代、城西
東部ブロック協議会	8	長森南、岩、芥見、芥見東、長森・日野SC（日野、長森北、長森西、長森東）
南部ブロック協議会	9	三里、加納東、加納西、茜部、鶉、精華SC（市橋）、厚見、日置江、柳津
特別ブロック協議会	6	GJL会、岐阜ラグビー、岩野田空手、長良地区空手、岐阜空手、長森空手

ただし、精華スポーツクラブは鏡島、市橋の2単位団で、長森・日野スポーツクラブは、日野、長森北、長森西、長森東の4単位団で構成される。

## 岐阜市スポーツ少年団本部種目協議会設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、岐阜市スポーツ少年団本部規程（以下「本部規程」という。）第24条第3項に基づき、種目協議会の設置に関する必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 種目協議会は、本部規程第3条に基づき、競技種目ごとに指導者の資質並びに指導力の向上を図ると共に、団員の交流を密にすることを目的とする。

(事業)

第3条 種目協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 本部規程第4条に定める事業を円滑に推進するための協力
- 岐阜市スポーツ少年団大会及び種目別大会の企画・運営
- 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

(事務局)

第4条 種目協議会の事務局は、競技種目ごとの協議会会長宅に置く。

(構成)

第5条 種目協議会の構成は、別表のとおりとする。

- 統合部会は、必要に応じ部会内に競技種目ごとの協議会を設けることができる。
- 種目協議会の運営は、競技種目団体から選出された代表者がこれにあたる。ただし、競技種目によって構成員を増員することができる。

(経費)

第6条 種目協議会の経費は、競技種目ごとの補助金、寄付金等をもってこれにあてる。

(その他)

第7条 この要項は、岐阜市スポーツ少年団本部常任委員会において、変更することができる。

附 則

(施行日)

- この要項は平成20年5月1日から施行する。  
(岐阜市スポーツ少年団本部種目別協議会規程の廃止)
- 岐阜市スポーツ少年団本部種目別協議会規程（昭和63年3月17日施行）は、廃止する。

別表（第5条関係） 種目協議会の構成

協議会等	競技種目	協議会等	競技種目	協議会等	競技種目
学童野球協議会	軟式野球	ソフトボール協議会	ソフトボール	統合部会	柔道、バドミントン、体操、陸上 ミニバスケットボール、ラグビー、卓球 総合スポーツ、レク&スポーツ
バレーボール協議会	バレーボール	剣道協議会	剣道		
サッカー協議会	サッカー	空手道協議会	空手道		